

福祉新聞 2013 年（平成 25 年）8 月 5 日（月曜日）

<GHへ一元化議論>

◎障害者総合支援法



障害者総合支援法で2014年4月に施行されるグループホームとケアホームの一元化などについて具体的な議論をする障害者の地域生活の推進に関する検討会（座長＝佐藤進・埼玉県立大名誉教授）を、厚生労働省が7月26日に立ち上げた。重度訪問介護の対象拡大については、その範囲も検討。10月に報告をまとめ、社会保障審議会障害者部会に示す。

総合支援法は2012年6月に成立。2014年施行分として、ケアホームをグループホームに一本化することや、重度訪問介護の対象者を拡大することが要点になっていた。

厚労省が初会合で示した論点によると、グループホームに関しては、一元化後の支援の在り方や人員配置基準、支援体制、住居の規模などが議題となる。

グループホームは介護の要らない人が入居するのに対し、ケアホームは介護が必要な人が入居し、日常生活上の支援だけでなく食事や入浴、排せつなどの介護も受ける。ただ、外部のサービスを利用することはできない。

そこで一元化し、介護が必要な人を新たに受け入れたり、入居後に介護が必要になった時に対応したりしやすくする。

居宅介護事業者と連携し外部のホームヘルプを使えるようにすることや、一人暮らしをしたい人のため、本体住居との連携を前提にした「サテライト型住居」の仕組みを創設することを検討する。

職員の夜間常駐や休日の日中支援、医療的ケアをできるようにする報酬や人員配置、家庭に近い生活の場に合う規模も検討する。

居宅支援と外出時の介護を一体的に行える重度訪問介護について、対象者を拡大することも重要な議題だ。

現行では重度の肢体不自由者が対象だが、重度の知的・精神障害者も対象にすることに

なっており、その範囲をどう設定するかなどが論点になる。

常時介護を要する重度の知的・精神障害者とはどのような状態像か、具体的な対象者の要件はどのような基準にするか議論する。

知的・精神と肢体不自由で重度訪問介護のサービス提供事業者の基準を区別するか、行動援護との整理をどうするか、といった点も論点になる。

◆**精障者検討会も発足**

精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針等に関する検討会（座長＝樋口輝彦・国立精神・神経医療研究センター総長）も同日、発足した。

議論するのは、6月に成立した改正精神保健福祉法で厚労大臣が策定することになっている「指針」の内容。精神病床の機能分化、居宅等における保健医療サービスと福祉サービスの提供、医療従事者と精神保健福祉士等との連携に関する事などが論点になる。

構成員からのヒアリングや意見交換をし、9月に議論の中間まとめをする予定だ。